

令和５年度地域女性活躍推進交付金事業 菊川市女性就労・就業支援事業業務委託
業務仕様書

1 目的

女性の活躍推進事業の一環として、働く意欲のある女性を対象に、セミナー等の就労・就業支援事業を実施することで、就職に係る悩みや不安の解消、働くイメージの具現化、就職に結びつけるきっかけづくりを進め、女性の就職・再就職への第一歩を後押しするため、事業を実施する。

2 委託期間

令和５年８月１０日から令和６年３月１２日まで

3 事業対象者

菊川市及び近隣市在住・在勤の女性

4 事業実績目標

- (１) 参加者数 50 名以上に対し、以下事業を実施する。
- (２) 就職決定者数 5 名以上を達成する。
- (３) 各事業の参加者総数及び就職決定者数のうち、過半数が菊川市在住・在勤である。

5 事業内容

(1) セミナーの開催

３回以上のセミナーを開催すること。内容については、就職に関わる悩みや不安の解消を目的とし、事務職など多くの仕事で重要とされる PC スキル等の知識が身につくものとする。

(2) 企業訪問（見学）の開催

１回以上の企業訪問（見学）を開催すること。訪問企業については、女性の採用に積極的な市内企業を中心に構成すること。参加者の移動については、市所有のマイクロバスを使用するものとする。（バス利用費無料）

(3) 合同企業説明会の開催

１回以上の合同企業説明会を開催すること。参加企業については、女性の採用に積極的な市内企業を中心に構成すること。

(4) 企業開拓及び求人開拓の実施

事業対象者の就業ニーズ等に考慮した企業開拓及び求人開拓を行うこと。確保した求人情報は、効果的な方法で参加者に提供すること。

(5) 個別相談及びマッチング等の支援

以下のとおり、個別相談及びマッチング等の支援を行うこと。

ア 参加者の就労・就業に係る個別相談

イ 参加者が希望する企業情報及び求人情報の提供

ウ 企業開拓及び求人開拓により確保した求人と参加者とのマッチング支援

- エ 求人に応募する参加者へのサポート対応
- オ その他参加者が必要とする情報の提供や個別相談

(6) 事業の広報

参加者募集の広報を行うこと。広報に係る印刷物のデザイン・作成・印刷やWEBサイトの構築等は受託者で行うものとする。

(7) 事業の運営

以下のとおり事業の運営を行うこと。

- ア 参加者の申し込み受付、取りまとめ、連絡調整
- イ 講師及び企業等の連絡調整
- ウ 当日の会場設営、受付業務、進行管理
- エ その他事業運営に付随する業務

各事業の会場とする公共施設は、委託契約時に市と協議の上決定すること。

開催時の託児業務は市で行うものとする。

6 成果の把握

受託者は、事業が完了した際に、業務実績報告書を提出すること。なお、業務実績報告書には、事業実績目標である事業参加者数（菊川市在住、在勤数を含む）、就職決定者数及び現状、課題分析を記載すること。

事業成果の把握は、参加申し込み受付の際に連絡先を確認し、追跡調査を3回以上実施して行うこと。

7 留意事項

(1) 再委託等の制限

受託者は、事業実施に必要と認められる業務について、市と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。なお、再委託を行う場合は、企画提案時にその内容を明らかにすること。

(2) 秘密の保持

ア 受託者は、委託業務に関し、市から受領又は閲覧した資料等は、市の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託者は、委託業務で知り得た市、参加者及び企業の業務上の秘密を他に漏らしてはならない。

(3) 個人情報の保護

受託者は、委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、菊川市個人情報保護条例（平成17年1月17日条例第16号）を遵守しなければならない。

(4) 目標に対する進歩管理

令和5年12月末の時点で目標達成が難しい場合、市に状況を報告し実施方法等を再協議すること。

8 その他

(1) 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、市と調整を図ること。

(2) 受託者は、本仕様書に関して疑義が生じた事項及び本仕様書に定めのない事項につ

いては、すべて両者協議の上、これを解決するものとする。